

## ホテル誘致営業活動強化事業委託仕様書

### 1. 委託業務名

ホテル誘致営業活動強化事業

### 2. 業務目的

本事業は、観光消費額の持続化及び最大化に向け、上質な宿泊施設の誘致を推進することを目的とする。

令和7年の観光消費額は過去最高の1,987億円となり、「ネクストふくい観光ビジョン」に掲げる目標値(1,700億円)は達成された。

一方で、当該水準の維持・更なる拡大に向けては、旅行者の滞在時間の延長及び宿泊者数の増加が課題となっている。特に、インバウンドを中心とした高付加価値志向の宿泊需要に対応するためには、上質な宿泊施設の整備が不可欠である。

このため、本事業では、観光・宿泊需要の予測や競合環境の分析等を実施し、県内進出の可能性を示す戦略的な営業資料を作成するとともに、当該分析結果およびホテル業界におけるネットワークを活用した営業活動を展開することで、効果的なホテル誘致を図る。

### 3. 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

### 4. 業務内容

#### (1) 宿泊施設誘致可能性調査

県内でラグジュアリーホテル等の誘致可能性を調査・分析する。

- ・観光・宿泊需要の予測調査(エリア別、季節別需要・繁閑差)
  - ・競合環境分析(周辺宿泊施設の立地、料金、稼働率、サービス)
  - ・近隣県等のインバウンド実態分析
- 等

#### (2) 交渉支援業務

県の営業活動と並行して、業界ネットワークを活用したホテル事業者、オペレーター等のトップや投資家への直接的なアプローチを行い、効果的な営業活動を行う(営業リスト作成から商談のセッティング、同席まで15件を想定)。

## 5. 業務内容（詳細）

### ① 事実施計画・スケジュールの作成

受託者は、業務着手に当たり、県と協議の上、本事業に係る実施計画及びスケジュールを作成すること。

### ② 宿泊施設誘致可能性調査

- ・調査により得られた結果を分析し、当県における宿泊施設の現状及び課題を整理明確化した上で、当該課題の解決に資する具体的な政策提案を行うこと。
- ・誘致するホテルについては、特にラグジュアリークラスの誘致を重視しつつ、一般的なホテル等の宿泊施設も含めて検討対象とすること
- ・エリアは以下の6エリアとする。  
福井市・永平寺エリア、坂井市・あわら市エリア、奥越エリア（大野市・勝山市）  
丹南エリア（越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町）  
嶺南東エリア（敦賀市、美浜町、若狭町）  
嶺南西エリア（小浜市、おおい町、高浜町）
- ・インバウンド実態分析に関しては、近隣府県およびインバウンド需要が増加している本県と同程度の規模・特性を有する都道府県を対象として、来訪者属性、来訪動機、滞在動向、周遊ルート、消費傾向等を整理・分析し、本県におけるターゲット設定および誘客施策の検討につなげること
- ・県内のデータが十分に把握できない場合は、人口規模や観光特性等が類似する他県のデータを活用して分析を補完すること。なお、他県データを用いた場合には、その旨及び出典を明示し、本県への適用に当たっての考え方を併せて示すこと。
- ・具体的な公表データが存在しない場合は、現地事業者や業界関係者へのヒアリング等により実態把握を行い、その結果を踏まえて補完的に推計・分析を実施すること。

### ③ 交渉支援業務

- ・調査・分析結果を踏まえ、効果的な営業が見込めるホテル事業者、オペレーターおよび投資家等の候補先(案)を整理した営業リスト(50件以上)を作成すること。なお、候補先の選定にあたっては、県が既に営業活動を行っている事業者との重複を可能な限り避けること。
- ・提案に当たっては、候補先(案)の選定理由、選定に至る経緯及び当該事業者の事業展開や進出動向等の現状について、具体的に示すこと。

- ・商談の設定にあたっては、事前に県と協議の上決定すること。

商談は原則として訪問による対面形式（本社等）とするが、必要に応じてオンラインによる実施も可とする。なお、商談に伴う出張費用は、原則として各自の負担とする。

#### ④その他

予算の範囲内で事業の目的をより効果的に達成するために、事業者が独自で提案する事業があれば、本県を含む関係者と調整を行い適切に実施すること。

### 5. 実績報告書および成果品の提出

- ・事業終了後、速やかに実績報告書および当該データを提出すること。
- ・実績報告書には、次の資料も添付すること。
  - ① 事実施計画・スケジュール
  - ② 調査分析結果
  - ③ 営業リストの概要と営業結果
  - ④ その他の作成した資料一式

### 6. 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・個人情報扱う場合は、取扱責任者・事務従事者等の管理体制を明確にすること。
- ・ホテル業界に関する知識および実務経験を有し、当該分野における情報収集力及び分析力を備えたスタッフを配置すること。  
なお、当該スタッフは、宿泊施設開発、運営又は投資に関する業務経験を有することが望ましい。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・関係者からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに本県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり受託者が第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

### 7. 業務の適正な実施に関する事項

#### ①関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

## ②個人情報保護

受託者または受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、本県が定める個人情報の保護に関する条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## ③守秘義務

受託者または受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## ④暴力団の不当介入における通報等

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、本県に連絡し協議を行うこと。

## 8. 業務実施上の留意点

- ・委託先決定後、受託者と本県で事業内容を改めて協議し、契約を締結する。協議の結果、事業の目的を達成するために、委託者の指示により契約締結時の仕様書に内容の追加、変更を行うことがある。
- ・受託者は、やむを得ない事情により、業務の全てまたは一部を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を本県に連絡し、その指示に従うこと。
- ・本業務の全部または主体的部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
- ・また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名および再委託を行う業務の範囲、理由などを記載した再委託の必要性がわかる書面を本県に提出し、許可を得た場合は、本県が許可した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
- ・なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は全ての責任を負うものとする。
- ・この業務で得られた成果物については、発注者に帰属するものであること。
- ・受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、本県と協議し、その指示に従うこと。